附則第一条第五号ロ中「、同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定及び同法第六十七条の六第一項の改正規定」を「及び同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定」に改め、同条第六号イ中「五条を加える改正規定」の下に「、同節第二款の二中第百六十六条の二を第百六十六条の三とする改正規定」を加え、「第二百三十一条の三」を「第二百三十三条」に改め、「第二百三十八条の改正規定」の下に「、同法第二百四十一条の改正規定」を加え、同号ト中「第三十七条の十四の二」を「第三十七条の十四の三」に、「第三十七条の十四の三」を「第三十七条の十四の四」に改め、「第四十一条の二十一の改正規定」の下に「、同法第四十一条の二十二の改正規定」を加え、「及び「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」に改める部分」を削り、「同条第十二項第八号の改正規定、同条第十七項の改正規定、同法第四十二条の五第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十三項」を「同法第四十二条の五第十三項」に、「同条第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の九第一項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第七項」を「同法第四十二条の九第七項」に、「同法第四十二条の十一第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第十項」を「同法第四十二条の十一第十項」に、「同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第二項第三号」を「同法第四十二条の十二の四第二項第三号」に改め、「、同法第四十二条の十三第一項の改正規定（「第七十条の二まで」の下に「、第百四十四条及び第百四十四条の二」を加える部分に限る。）」及び「、同法第六十七条の六第二項の改正規定」を削り、「並びに同法第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る改正規定」を「、同法第六十八条の百十の改正規定及び同法第六十八条の百十一の改正規定」に改め、同号チ中「同法第十七条の二第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第十七条の二の二第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第九項」を「同法第十七条の二の三第八項」に改め、「「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第九項」を「同法第十七条の二の二第八項」に、「同法第十七条の二の三第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第九項」を「同法第十七条の二の三第八項」に改め、「「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）」及び「、同条第五項の改正規定（「第十七条の三の二」の下に「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加える部分に限る。）」及び「、同条第五項の改正規定（「第十七条の三の二」の下に「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加える部分に限る。）」を削り、同号リ中「第十四条の改正規定」の下に「、同法第二十条の二の改正規定」を加え、「除く。）及び」を「除く。）」に改め、「同条第五項とする部分を除く。）」の下に「並びに同法第三十四条第三項及び第三十七条の改正規定」を加え、同号ヌを削り、同条第七号イ中「第二百三十一条の二第一項」を「第二百三十二条第一項」に改め、同号ハ中「第十条の五の四第二項第三号」を「第十条の五の三第二項第三号」に改める。

附則第十九条第四項中「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める。

附則第二十二条中「第二百三十一条の二第一項」を「第二百三十二条第一項」に改める。

附則第四十五条第二項後段及び第六項後段を削る。

附則第四十六条第三項後段を次のように改める。

この場合において、同項中「第六条第六項後段」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第四十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六条第六項後段」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

附則第五十九条第十二項中「同条第十項」を「並びに同条第十項」に、「とあり、並びに」を「とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、旧租税特別措置法第三十七条の三第二項中「及び第十三条の二の規定」とあるのは「の規定」と」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附則第六十二条第一項中「第三十七条の十四の二」を「第三十七条の十四の三」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の十四の三第一項」に改める。

附則第七十四条の次に次の一条を加える。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第七十四条の二　新租税特別措置法第四十二条第三項の規定は、同項の恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条第三項の国内に恒久的施設を有する外国法人が同日前に支払を受けた同条第一項に規定する利子については、なお従前の例による。

附則第八十一条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第八十三条第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「及び第十五項」を削り、「、同条第七項」を「同項」に、「と、同条第十五項」を「とし、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における同条第十五項の規定の適用については同項」に改める。

附則第九十条第八項中「同条第十二項」を「同条第七項中「及び第四十六条の二並びにこれらとあるのは「の規定及び同条」と、同条第十二項」に改める。

附則第百二十二条第八項中「法人税法」と」の下に「、同条第七項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」とあるのは「の規定及び同条」と」を加える。

附則第百四十六条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第八条中租税特別措置法第九十条の十一第一項の改正規定、同法第九十条の十一の二第一項の改正規定、同法第九十条の十一の三第一項及び第二項の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定並びに同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第九十九条の規定　平成二十七年五月一日

二　次に掲げる規定　平成二十七年七月一日

イ　第一条中所得税法の目次の改正規定（「第二百三十二条の二」を「第二百三十二条」に改める部分を除く。）、同法第四十五条第一項第二号の改正規定、同法第六十条の次に三条を加える改正規定、同法第二編第三章第二節中第九十五条の次に一条を加える改正規定、同編第五章第二節中第五款を第六款とし、第四款の次に一款を加える改正規定、同編第七章を同編第八章とする改正規定、同法第百五十三条の改正規定、同編第六章中同条の次に四条を加える改正規定、同章を同編第七章とし、同編第五章の次に一章を加える改正規定、同法第百六十五条の改正規定、同法第三編第二章第二節第二款の次に一款を加える改正規定、同法第百六十七条の改正規定並びに附則第七条から第九条までの規定

ロ　第三条の規定（同条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条の改正規定を除く。）及び附則第三十四条第一項から第三項までの規定

ハ　第六条中国税通則法第七十条第四項の改正規定、同法第七十三条第三項本文の改正規定及び同法第七十四条の九の改正規定（同条第三項第二号中「の規定により」を「において」に改める部分を除く。）並びに附則第五十三条第四項及び第百十四条（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十六条第二項の改正規定に限る。）の規定